

# 横浜市消防力の整備指針に基づく整備指標

## 1 「横浜市消防力の整備指針」の策定について

「横浜市消防力の整備指針」（平成 24 年 3 月策定）は、本市に必要な消防力（必要な署所数や消防車両数など）を定めたものです。国の「消防力の整備指針」を踏まえつつ、本市の基礎データ（人口や災害発生件数等）を分析し策定しており、概ね 5 年ごとに基礎データの確認を行い、必要に応じて見直しを行うこととしています。

2 基本的な考え方と整備指標と現有数

(令和 7 年10月 1 日現在)

| 項 目              | 基本的な考え方                                                                                                       | 整備指標          | 現有数           | 充足率            |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|----------------|
| 消防署所             | 原則として消防ポンプ自動車が出場から 5 分以内に現場に到着できるよう配置する。また、港湾消防力を確保するため、1 水上消防出張所を配置する。                                       | 97署所          | 97署所          | 100%           |
| 消防ポンプ自動車         | 消防署には、災害現場における指揮機能を確保するために 2 台の消防ポンプ自動車を配置し、横浜市民防災センター及び消防出張所（生麦消防出張所及び水上消防出張所を除く。）には 1 台の消防ポンプ自動車を配置する。      | 113台          | 113台          | 100%           |
| はしご自動車           | 各区に 1 台を配置し、さらに市内の中高層建物火災現場に概ね10分以内で現着するため、3 台を増台して配置する。                                                      | 21台           | 21台           | 100%           |
| 化学消防車            | 危険物施設等における火災に対応するため、危険物施設の分布状況等を考慮し、市内に12台の化学消防車を配置する。                                                        | 12台           | 12台           | 100%           |
| 3 点セット           | 国指針に基づき、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を 2 セット配置する。<br>なお、大型化学高所放水車を 1 台配置した場合は、大型化学消防車及び大型高所放水車をそれぞれ 1 台配置したものとみなす。  | 2 セット         | 2 セット         | 100%           |
| 消防艇              | 横浜港湾区域内における災害発生状況や港湾を取り巻く状況を踏まえ、2 隻の消防艇を配置する。                                                                 | 2 隻           | 2 隻           | 100%           |
| 救急自動車            | 救急出場データの分析結果を基に、年齢を 9 区分にした上で、全年齢の救急車の利用率と各年齢帯の救急車の利用率を比較して得られた倍率を係数とする。その係数を各年齢帯の将来人口推計に乗じて算出した人口に基づいた指標とする。 | 92台           | 90台           | 98%            |
| 救助工作車<br>(水難救助車) | 各行政区 1 台に加え、高エネルギー事故や高度探査機能を有する特別高度救助隊の車両（2 台）を配置する。<br>また、横浜港湾区域及び市内全域での水難救助事案に対応する水難救助隊の車両を 1 台配置する。        | 20台<br>( 1 台) | 20台<br>( 1 台) | 100%<br>(100%) |
| 指揮車              | 各行政区に 1 台を配置し、さらに警防課配置の 1 台を加算した19台を指標とする。                                                                    | 19台           | 19台           | 100%           |
| 非常用<br>消防自動車     | 震災時の消火対応のための必要消防力から実働消防ポンプ自動車数を差し引いた数を指標とする。                                                                  | 67台           | 48台           | 72%            |
| 非常用<br>救急自動車     | 国指針に基づき、各消防署に配置している実働救急自動車の台数を 4 で除し、消防署ごとの算定結果の合算値を指標とする。                                                    | 31台           | 30台           | 97%            |
| 特殊災害<br>対策車      | 特殊災害現場において円滑な活動に必要な台数として 4 台を配置する。                                                                            | 4 台           | 4 台           | 100%           |
| 特殊車等             | 地域の実情及び本市の部隊運用等の実態に応じて特殊車等を配置し、現有台数を指標とする。                                                                    | 200 台         | 200台          | 100%           |

|       |                                                   |                  |
|-------|---------------------------------------------------|------------------|
| 消防職員数 | 現行の職員定数を指標とし、当局を取り巻く社会情勢の変化を踏まえて、引き続き検討していくこととする。 | 職員定数<br>3, 686 人 |
|-------|---------------------------------------------------|------------------|

## 3 車両配置表

次頁のとおり

## 車輛配置表

[illegible]

【備考】①令和7年10月1日現在

②化学車の合計12台には、横浜ヘリポートに配置している化学車を含まない。

③北方の3点セットのうち、大型化学消防車及び大型高所放水車として、大型化学高所放水車を配置し、泡原液搬送車は東富岡へ配置している。